

平成二十年六月十三日提出  
質問第五二八号

国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する再質問主意書

提出者 保坂展人

## 国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する再質問主意書

東京国際連合広報センター（以下「国連広報センター」という。）における不正会計処理問題については、平成二十年五月二十一日付け、平成二十年六月四日付けで質問主意書を提出しているところであるが、さらに国連広報センターの経理問題について質問を行う。

日本が国連に拠出している資金は、国民の税金であり、国連広報センターの不正経理問題について、徹底的な究明がされなければならない。日本政府から拠出された資金が適切に使用されていなければ、それは「税金のむだ使い」の指摘をまぬがれない。先の質問主意書でも明らかにしたとおり、日本政府は、国民の税金の使途について責任を有している。国連への拠出金といえども「聖域」ではない。

そこで、次の事項について、質問する。

### 一 日本政府の拠出金と国連広報センターの銀行口座について

1 国連広報センターは、当座預金、外資当座預金、普通預金及び定期預金の四種類の銀行口座を有しているが、日本政府は、その銀行口座の存在、現在の残高、預金の動きについて、把握しているか。また、日本政府は、これらの口座の区分は、どのような使用目的によって区分されているものかについ

て、さらに、これらの口座の金員は、どのような資金源から振り込まれたものかについて、承知しているか。

2 日本政府は、国連広報センターの年間予算として拠出している広報活動費及び施設費を、どの口座に振り込んでいるか。また、国連広報センターの銀行口座に振り込んでいないとすれば、どこの口座に振り込んでいるか。また、その理由は何か。

3 日本政府が国連広報センターの銀行口座に振り込んでいる金員は、国連広報センターのための予算に限られているか。そうでないとすればその理由は何か。

4 国連広報センターの口座に振り込まれている資金には、日本政府以外からの資金拠出があるか。あるとすれば、それはどこからの拠出で、どのような名目の資金であるか承知しているか。例えば、PKOに関する資金はどうか。

5 日本政府は、過去に国連本部に対する拠出金を国連広報センターの口座に振り込んだ上で、国連本部に移していたことはないか。この場合には銀行に対する手数料の支払いが発生するが、あるとすれば、それはいくらで、その期間はどのくらいで、そうしていた理由は何か。また、それをやめた理由は何

か。

## 二 国連広報センターの定期預金について

1 国連広報センターという公的機関は、毎年度の予算によって活動していると考えますが、日本政府は、そのような機関が、何年も使用されない定期預金を有していることを、知っていたか。知っていたとすれば、それはどのような経緯によって、いつ知ったのか。

2 日本政府は、国連広報センターが長期間使用していない定期預金を有していることについて、適切であると考えているか。

3 日本政府は、この定期預金がどのような経緯によって作られたか、また、その定期預金に預けられている金員がどのようにして作られたか、その経緯について承知しているか。また、これらの経緯について調査する用意はあるか。

4 日本政府は、この定期預金に預けられている金員がどのようにして作られたか究明せず、それを剰余金として特定のプロジェクトの費用として使い切った問題の顕在化を妨げようとした工作について、承知しているか。また、そのような工作に日本政府はどのような関与をしているか。関与をしていたとす

れば、それは誰か。

5 日本政府は、国連広報センターが有している金員がどのように形成されたかについて究明し、その上で、国連広報センターに拠出する金額を見直すべきではないか。

### 三 国連広報センターの普通預金と定期預金について

1 日本政府は、幸田チャーミン氏が国連広報センター所長に就任した後も、国連広報センターの四つの口座預金を引き出す権限を有する者として、前所長である野村彰男氏が所長退任後も登録されていたことを承知しているか。

2 幸田所長就任後、しばらくたって、前所長の野村氏が引き出し権限を有する者であることを是正する手続きを行った際に、国連広報センターの経理責任者が、同センターの普通預金と定期預金については、それを引き出す権限を有するものとして、前所長の野村彰男氏を維持する措置をとったことを承知しているか。

3 日本政府は、右記1、2の措置について適当であると考えているか。あるいは、何らかの不正の可能性があると考えているか。

#### 四 国連広報センター職員の報酬の授受等について

1 日本政府は、平成十二年度以降の国連広報センター所長は、「テルマ・オコン・ソロルサノ氏、高島肇久氏、野村彰男氏、幸田シャーミン氏であり、所長が会計責任者である。」としているが、これらの所長が在任中に国連機関以外の場所で講演し、又は雑誌などに寄稿などを行った事実を把握しているか。また、これらの講演や寄稿などに関して金銭の授受があったかどうか、把握しているか。

仮に、金銭の支払いを行った企業、団体、個人があるとすれば、どの口座に振り込まれたか把握しているか。また、その事実がないとすれば、どのような調査結果に基づくものか。

2 日本政府は、「国連の内部監査によれば、平成十七年度に三件の前払いが行われた」と回答しているが、「前払い」の対象となったとする国連広報センターの仕事とは何か。その仕事の契約手続は国連の定める手続きに則り適正に行われたのか、あるいは随意契約であったのか。または、そのような契約は実際には無く架空の契約であったのか。実体はあったのか。これらの会社は日本企業であることに鑑みても、徹底的な調査をすべきであると考えるが、調査をする用意があるか。また、既に調査したとすれば、その結果はどのようなものであったか。さらに、調査する意思がないとすれば、それはどのような

理由によるものか。

3 国連広報センター及び国連職員の給与は、ワシントンD. C. の国連職員の給与よりも高く設定されていること、日本国内の国連職員の給与水準が、給与を受け取る者によって決定されているという、いわば「お手盛り」となっていることなどの問題があり、日本国民の理解を得ることはできず、国連に対して是正を求める措置を講じるべきであると考えるが、日本政府の見解はどうか。

4 国連広報センターの職員の給与について、税金の支払い、年金の掛け金及び健康保険の保険料の支払いはどうなっているか。また、年金の受給資格及び年金支払い額についてはどうなっているか。

#### 五 国連広報センターの不正経理問題の究明について

1 日本政府は、質問主意書に対する平成二十年五月三十日付けの答弁書で、「国連事務局は、（中略）個人が不正に金を着服した等の疑惑はない旨の説明を行った」とし、「当該説明の内容は、国連による内部監査の結果と齟齬があるとは承知していない」としている一方、千葉県外務省総合外交政策局国連企画調整課長が日本消費者連盟にあてた回答書によれば、「本件については、国連本部において既にプレスブリーフィングが行われ、国連の内部監査においてUNIC東京の経理問題が明らかになった旨説

明されたと承知しています」としており、外務省自身の判断として、「個人が不正に金を着服した等の疑惑はない」との見解をとっているようにも読めるところであり、その真偽については既に平成二十年六月四日付けの質問主意書により質問しているが、日本政府は、国連事務局の説明を正しいと考えているのか、明らかにされたい。国連事務局の説明が正しいと考えているのであれば、どのような調査を行い、その調査はどのような結果であったのか。その根拠を示されたい。また、国連事務局の説明が正しいかどうか判断できないとすれば、日本政府は、国連広報センターの銀行口座について調査を行い、これと平行して国連に対して、過去に遡った徹底的な監査を求めべきであると考えますが、日本政府の考えを明確に示されたい。

2 国連事務局は、国連広報センターの銀行口座を閉鎖し、外資系銀行に移そうとしていると仄聞するが、日本政府は、そのような事実を承知しているか。また、国連広報センターの不正経理疑惑が顕在化している現在、国連事務局が銀行口座を移転しようとする目論見について、日本政府はその意図をどのように考えているか。

3 日本政府は、国連広報センターに拠出している施設費の正当性についての疑問、広報活動費の使い方

に対する疑問、国連広報センターの銀行口座についての疑問、さらに国連広報センターの自動車運転手の給与が年間一千万円にもなることについての正当性への疑問など数々の疑問が解明されるまで、国連広報センターに関する資金の拠出及び拠出した資金の執行を停止すべきであると考えますが、日本政府の見解如何。

右質問する。